事項を加減した割合を記入すること。

11　「６　議決権比率」欄については、発行会社が上場会社等である場合においては、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が保有する発行会社の議決権数の総議決権に占める割合を記入すること。

「取得前、一任運用前又は処分前」欄には、本報告書で報告される直前の割合を記入し、「取得後、一任運用後又は処分後」欄には、「取得前、一任運用前又は処分前」欄の比率に「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄で報告される事項を加減した割合を記入すること。

「６　議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）、半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は四半期報告書（同法第24条の４第７項に規定する四半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

12　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の取得又は処分の場合は、「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得対象の別」欄に「出資証券」と記入すること。議決権又は議決権行使等権限の取得又は処分の場合は、「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得対象の別」欄に「議決権」又は「議決権行使等権限」と記入すること。

13　対内直接投資等に関する命令第７条第３項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い記入すること。

（１）「４　取得、一任運用又は処分の内容」欄、「５　出資比率」欄及び「６　議決権比率」欄に、報告の対象となつた事実の内容（その事実の直接の要因となつた株式の処分の内容）について記入すること。

（２）報告の対象となつた事実の内容が、株式の処分以外のものである場合には、「７　その他の事項」欄にその内容について記入すること。

14　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権がわからず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

９　特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の取得又は処分の場合は、「３　取得、一任運用又は処分の内容」欄中「株式又は持分の別」欄に「出資証券」と記入すること。

10　第７条第３項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い記入すること。

（１）「３　取得、一任運用又は処分の内容」欄、「４　出資比率」欄及び「５　議決権比率」欄に、報告の対象となつた事実の内容（その事実の直接の要因となつた株式の処分の内容）について記入すること。

（２）報告の対象となつた事実の内容が、株式の処分以外のものである場合には、「６　その他の事項」欄にその内容について記入すること。

11　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。

（日本産業規格Ａ４）